

令和2年9月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年9月10日（木）
午後1時00分から午後2時00分

2、開催場所：総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英			6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
		14番	山村 珠美		

4、欠席委員：5番委員 色見隆夫 13番委員 吉良山友二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

係長 津 留 大 輔
係 丸 山 響

事務局 本日の出席委員数が14名中、現在12名出席されております。
高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を超えておりますので、総会が成立しましたことを御報告いたします。
続きまして、会長御挨拶をお願いします。

議長 改めまして、こんにちは。
史上最大の台風が来よるといようなことで、相当心配をいたしましたけれども、皆さんのところは被害はいかがでしたでしょうか。私の聞く限りでは、稲の倒木、ハウスに若干の被害、人的被害は聞いていませんが、家屋あたりにも若干の被害が出たなどというぐらいてございませけれども、最小限の被害で終わったのかなというふうに私自身は考えております。

それにしても、ここ1年ばかり、まあ1年にはなりません、新型コロナウイルスから梅雨時の大雨、水害、その後の猛暑、今言いました史上最大の最強といわれた台風などの自然災害が立て続けなあった上に、最近では政治の世界でも動きがあつて、日本列島が何か揺れに揺れて、揺れ続けるといふふうに感じておりますが、そんな中にあつても我々は決められたことを、やるべきことをきちつとやっていくということになります。そういうこととございませので、本日もよろしくお願ひいたします。

この前の、先日のソーラーの視察におきましては、台風前のもとても大事な日に時間をつくっていただきまして、ありがとうございました。非常に重要な案件とございませので、まだ案件としては上がつてはきていませんけれども、出てくるであろうといふようなところで、事前に委員は、要するに情報を共通しようといふようなことで実施をしたところとございませ。

本日は、この後にまた30分ばかり時間を皆さんからいただいて、業者さんの強い要望で説明会をしたいといふようなことと受けとございませので、それについてもよろしくお願ひいたしたいと思ひませ。

本日はお世話になります。よろしくお願ひませ。

事務局 ありがとうございます。
ただいま会長からもお話がありませとおり、今日は総会の後に営農型太陽光発電の事業者の方々が来られませして、内容の説明をどうしてもさせてもらいたいといふことで、30分の時間を与えております。ただ、業者さんの都合のいい話ばかり聞くと、ああこれは良いものだと思ひませので、その前に私、事務局より今までの経緯とかの説明も行ひませ。その後に業者さんの説明といふ流れになります。これまでこのようなことはなく、異例ではございませが太陽光事業に関する勉強会といふような形で今後の農業委員活動に活かさせたらと思ひませ。

議長 お約束とございませした憲章の唱和といふこととございませが、こ

の前ちょっと1回やりまして、今回から、1番さんは大変と申すけれども、「農業委員会憲章。1つ、」の掛け声の後を唱和でいいかなと思います。

1番委員 御唱和をよろしく申し上げます。

農業委員会憲章。

1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と有効利用を進めます。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

ありがとうございました。

事務局 それでは、3番、議事に移ります。

会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

「議第23号」

事務局 議第23号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年9月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員の指名に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 一任します。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は12番の三森委員、今日は13番の吉良山委員が欠席でございますので、14番の山村委員、よろしくお願いたします。

続きまして、「報告第7号」

事務局 報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年9月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これは報告案件でございますので、事務局のほうから詳しく説明をしていただきます。

事務局 今回、農地法第3条の3の規定による届出についてということで、案件が3つ出ております。

土地の所在、登記地目、相続人等は、議案書の4ページから7ページまでをご覧ください。

まず、番号1番の方につきまして3筆ございます。この方が県外にお住いの方でございまして、現地の農地はきちんと整備されているそうなんですけれども、どなたが整備していただいているか、実は分からない状況というふうな話を聞いております。なので、今後その地区の担当委員の方であつたりとか、地域の農業者の方に情報を求めながら、具体的に耕作、維持管理をされている方がどなたか分かり次第、この相続人の方との利用権設定なり、そういった農業委員会の許可を通した契約を結んでいただくようにしていこうと考えております。

次、2番と3番につきまして、それぞれ内容はほとんど似たような形になっております。土地の所在、登記地目、相続人は書いてあるとおりです。相続人の方が自分で耕作、維持管理をしている、若しくはどなたかを契約を通して維持管理をしてもらっているというような状態で、一応その全筆利用しているというような話は聞いていたんですけれども、航空写真を見ますと、ちょっと山林にかかっているのではないかなというように見えるところも少しございます。補足資料の3ページ、4ページ、5ページ、6、7、8ページまでの間に、ちらほらとちょっと航空写真を付けているんですけれども、木が生えているのではないかなと見えるところもあるんじゃないでしょうか。そういったところを今後ちょっと農業委員さんの立ち合いを求めるかどうかというところも含めて、ちょっと現地を確認しながら、非農地化であつたりとか、今後の耕作放棄地の調査を実施していただいているところなんですけれども、そういったところの対象になっていくのかなと考えているところです。

事務局は以上です。

議長 ありがとうございます。

相続の案件でございますが、番号1について管理はされてあるが、どなたがされているか分からないと。それは、今言われたように、今後調べて、きちっと耕作契約なりを結ぶように進言したいと。

2番につきましては、今言われた、航空写真を見ればわかるように、既に山林化したところはかなりあるので、その辺のところも調査を続けていくと。適正な手続きをするように指導をするというようなことでございますけれども、何かございませんか。

7番委員 航空写真で畑になっていない筆の、現地写真はないんだろうか。

事務局 そうですね。あまりに筆数が多い方がいらっしゃるところで、もう相続の内容が何十筆にわたっているところは、実際のところ

る、現地の確認をするのが難しいところもありまして、というところで、航空写真上での確認と、あとは御本人からの聴取をもとに、この届出を受理させていただいております。基本的にその聴取の中で、現在、農地はどのようなふうな状態になっていますかとか、どなたが耕作されていますかとか、そういったところを具体的にお尋ねして、そういったところを把握した上で一応上げさせていただいているところです。

事務局

議案書のほうの、農地の筆がつつらと書かれているところで、登記地目と現況地目と分かれて書いてありまして、例えば4ページの番号2番の方の上から3筆目、番地が〇〇〇となっている原野、これは登記地目が原野で、現況地目が一般山林というところで、恐らく昔、原野、農地台帳に載っているの、採草放牧地という、採草地というような、そういう取り扱いの原野だったと思われま。でも、現況で木が植わっているというところで、現況地目は山林になっています。このパターン、原野だったけども山林になってしまったというパターンは、これは実は農業委員会の許可を要らないパターンです。なので、本来なら、もうこれは農地でなくなっているの、この農地台帳から消すというやり方が、事務局としては一番いいのかなというふうに考えています。

それと違うパターンで、今回はありませんでしたが、登記地目が一般畑とか一般田になっていたところが航空写真で見ると木が生えとるというところはもう違反転用なので、そこは現地確認をして指導なりをしようというふうに考えています。今回は、たまたまそういうケースがなかったです。原野が山になっている、これは許可不要と。もう農地台帳から消すというようなやり方を今後考えていきます。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。

原野に関しては縛りはないと、農業委員会としての縛りはないというようなことですので、事務局からすれば農地台帳から削除をするという作業が出てきたのかなと思っております。全て該当するかというのはなかなか分かりませんが。

6番委員

やっぱりこれだけ2、3年の地籍で近所を回りましたが、現況的にはもうどうにもこうにもならないような状態になっているところが多かったので、今事務局が言われたように、非農地化の指導は進めていただきたい。

事務局

はい。6番委員さんがおっしゃられるとおり、なかなか管理が難しい場所が、荒れてしまったりして、もう実際農地でないというケースも多くありますので、非農地化を進めていく方向で考えています。

議長

はい。ほかに何か質問ございませんか。

あまりにも筆数が多いので、何かぎよっとするぐらいあったんで

	すけれども、対象外が相当この中にあるようでございますので、よろしいですか。
(複数委員)	ありません。
議長	はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。
	続きまして「議第24号」
事務局	議第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
	別紙のとおり本委員会の決定に附する。
	令和2年9月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議長	はい。それでは、担当委員さんの説明を求めます。
	番号1については、6番の工藤委員さん、よろしく願いいたします。
6番委員	議第24号農地法第3条審議資料をお開きください。
	譲渡人、譲受人は、先のとおりです。申請地は、全て農用地区域外の農地で維持管理がなされている筆が6筆、耕作放棄地が1筆の計7筆、譲受人が耕作放棄地に併せて耕作可能な状態に復元し利用します。譲受人は譲渡人の息子が経営している法人であり、使用貸借権の設定を行う第3条申請であります。
	補足資料は、10ページから18ページまでです。
	以上です。よろしく願いします。
議長	はい。この案件につきましては、親子間での賃貸借、息子さんのほうは法人というようなことになっておるようでございますが、何か御意見ございますか。
(複数委員)	ありません。
議長	それでは、事務局からの補足を願います。
事務局	この譲受人が株式会社となっています。この議案に書かれている名前を見ていただいて、皆さん、ああ親子関係なんだなというようなことで感じられているとは思いますが、改めまして、その借受人のほうの会社についての資料がございますので、お手元に1枚配付しています。譲受人は熊本田崎市場でというような書き出しの、その資料をご覧いただいて御説明します。
	譲受人は熊本田崎市場で仲卸業を展開する丸石青果というところが設立されている農業生産法人になります。この受人個人の方の経歴ですが、譲受人の代表者である方は、譲渡人さんの長男さんでございます。園芸専門学校を卒業後、田崎市場の仲卸に就職されておられます。その後、2000年に独立をされて、丸石青果という会社を設立されております。丸石青果は、現在、全国に展開している仲卸会社でございます。2015年になりますと、株式会社、今回の譲受となる会社を設立されております。これは先ほどから言っています丸石青果の生産部門を担う農業生産法人でございます。主な

作物はキャベツ、ナス、今回3条の申請地でも以前から同様にキャベツ等が植えられているため、合理的な経営の継承と考えています。

譲受人であります生産法人の方針としては、高品質な価格帯が手に届く、40歳から60歳代の中所得者層に狙いを定めた自社ブランドの生産と販売をされています。ほかにも特売の目玉を依頼されたときや、出荷数の少ない依頼にも柔軟に対応することを意識されて経営されています。

2018年時点では取扱高が18億円、今後は取扱高100億円を目指し、規模を拡大されると聞いております。

以上、この会社の説明になりますが、譲渡人の方も会社経営をされておられまして、同じような業種、同じような内容の会社でございましたので、実質上の会社の経営の移譲といえますか、そのようなお話をされておられました。

続きまして、丸山のほうからも説明がございます。

事務局 私のほうからは、許可要件等をどういうふうに満たしているかというように御説明させていただきます。

今回申請いただいた譲受人の方は、農地所有適格法人という法人の要件を満たしておりまして、そのほか申請書に記載の内容及び添付の耕作証明書などから、所得後に全ての農地を効率的に利用すること、信託引受による権利取得ではないこと、取得後の農地面積が30a以上であること、地域との調和を満たしていることなどを事務局のほうで確認しており、許可要件を十分に満たしているというふうに判断しております。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

今、事務局のほうから色々説明がございましたけれども、判断要件は全て満たしておるということで、使用权の貸借権を設定をするというようなことになっておりますが、何か御質問ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。何も異議がございませんので、認めてまいります。

続きまして、「議第25号」

事務局 議第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年9月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これにつきましては、7番の矢津田委員さん、よろしくお願いをいたします。

7番委員 議第25号農地法第5条審議資料。

12ページをご覧ください。

転用理由、譲渡人・譲受人は先のとおり、申請地は農振農業地区

外ですね。第2種農地、譲受人が買い上げて、公民館を建設する第5条申請、土地の売買は成約済み、現地山林と書いてありますが、砂利敷の雑草地のような状態です。譲受人は、地縁団体であり、地域の財産として管理するとのこと。それに付け加えまして、今までは集落の端のほうに公民館がありましたけど、高齢化も進んで、なかなか歩いていくのに遠いということで、中央にちょうど適地があったので、そこに建設したいということをお伺いしております。

それと、補足資料が18、19ですね。19ページの補足資料の写真を見ていただくと分かりますが、今現在、きれいに管理されております。

以上のようなことです。よろしくお願ひいたします。

議長 はい。ありがとうございました。

これについても、事務局のほうから補足がございますので、よろしくお願ひします。

事務局 では、補足させていただきます。

申請内容は先ほど言われたとおり、公民館の建設と駐車場の確保になります。ここで先ほど話に出てきました地縁団体ということについて、少し御説明させていただければと思います。

譲受人は認可地縁団体と呼ばれる組織であります。公民館などは個人名義にしておくと、代表が亡くなられたり、代わられた際に、相続や名義変更が複雑になってしまうので、個人名義にしておくのではなく、部落の共有財産として所有することにより、その代表の変更などがあった際に名義を変えるなどの手間を代表者変更の届出をすることで完結することができるなどのメリットがあるため、先般、高森町のほうに認可地縁団体の申請をし、その登録を受けて、今回の申請にいたっております。

それでは、農地転用に関する許可基準から見た意見という別紙を見ながら御説明させていただきます。

この紙を見ていただいてもよろしいでしょうか。お手元にありますか。

それで、その紙について説明させていただきます。

申請書には、事業計画書、資金計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されておまして、その内容から一般基準について、事務局はその紙に書いてある2番の資力及び信用と、4番の申請に係る用途に遅滞なく供することへの確実性、7番の計画面積の妥当性、9番の周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であるというふうに判断しております。

申請地が農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、農地の区分が第2種農地であることから、1番の立地基準についても問題ないと判断しております。

事務局の補足は以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。
地域の大事な公民館をつくるというようなことで申請が出されておりました、いろんな書類云々の審査を全てクリアしておるということでございますが、何か御意見ございませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないようでございますので、申請のとおり決定をいたします。
これもちまして、本日の総会の議案は全て終了いたしました。
ありがとうございました。
お疲れ様です。(録音終了)